

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

法人クレジットカードの利用明細書と消費税

Q：「品名」の記載されていない法人クレジットカードの利用明細書でも、消費税の仕入税額控除は受けられるのでしょうか。

A：品名等が記載されたレシートを利用明細書と併せて保存することで、仕入税額控除が認められます。

【解説】

役員等に利用させる目的で、法人がクレジットカードのメンバーになることもあります。カードの利用明細書には「仕入内容」の記載がないことが多く、こうした場合には、消費税の仕入税額控除における請求書等の記載要件である「課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」が欠落していることとなります。

この点について、国税庁サイドでは、利用明細に仕入内容の記載がない場合であっても、品名等が記載されたレシートを併せて保存することで仕入税額控除を認める旨を明らかにしています。

ただし、飲食店等では、レシートの発行がない場合も多いことから、別途領収書を受領するか、「カード利用控え」に品名等を記載してもらう必要があります。

なお、支払対価が税込みで3万円未満であれば、請求書等の保存がなくても仕入税額控除が認められますので、あえて仕入内容の記載のある証憑を入手する必要はありません。

